

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月19日（令和6年（行情）諮問第1408号）

答申日：令和7年3月24日（令和6年度（行情）答申第1081号）

事件名：衆議院予算委員会からの要求事項「内閣提出法案における想定問答」
に対して「令和6年度予算関連法案基本想定」が回答されなかった
理由が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月4日付け防官文第22804号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

念のため、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、令和6年10月4日付け防官文第22804号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求に該当する行政文書の作成又は取得を確認できず、保有していないことから、文書不存在につき不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成又は取得を確認できなかったことから、不存在につき不開

示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和7年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、この作成又は取得を確認できず、保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して本件対象文書を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 令和6年、防衛省は、衆議院予算委員会から、過去2年間分の「内閣提出法案における想定問答」の提出を求められ、同年4月、同予算委員会に対し、「令和4年度予算関連法案基本想定」及び「令和5年度予算関連法案基本想定」と各題する文書を提出した。しかし、「令和6年度予算関連法案基本想定」（以下「令和6年度文書」という。）は、作成していたが提出していない。

例年、衆議院予算委員会から同様の資料要求があれば、前年度及び前々年度の各「基本想定」を提出するのが通例となっており、令和6年の衆議院予算委員会からの資料要求に対しても例年と同様の対応をしたものである。しかし、その理由を記載した文書は作成しておらず、保有していない。

イ なお、審査請求人は、別件の開示請求により、令和6年度文書の開示を受けている。

ウ 本件開示請求及び本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

（2）そこで検討するに、上記（1）アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。また、上記（1）ウの文書の探索の範囲や方法も不十分とはいえない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

衆議院予算委員会からの要求事項「内閣提出法案における想定問答」に対して「令和6年度予算関連法案基本想定」が回答されなかった理由が分かる文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【請求趣旨】「令和6年度予算関連法案基本想定」は請求受付番号：2024. 2. 6－本本B2279で開示されておりますので、当該文書は予算委からの要求時には存在していたことと存じます。それが回答されなかった理由を知りたく請求する次第です。